

## ネイティブ英語教員に係るFAQ

### 1. Q: ネイティブ英語教員の身分は？

A: 任期の定めのない教員(※)として任用します。(定年は60歳です。)一般教員と同じ給与及び勤務条件となります。日本の教員免許状を有しない場合は、特別免許状を取得していただきます。

初任給は、令和3年4月1日採用者で、大学卒業者が月額約245,000円、修士課程修了者が月額約267,000円です。これらの月給は、給料+教職調整額(給料の4%)+地域手当(給料+教職調整額の11%)+義務教育等教員特別手当の合計額です。これらの月額は、人事委員会勧告等を踏まえて変更される場合があります。また、経歴、その他に応じて一定の基準により加算されます。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当・勤勉手当等の諸手当が、条件に応じて支給されます。

勤務時間は、午前8時30分から午後5時00分までです。ただし、学校によって若干異なる場合があります。

※日本国籍を有しない者は任用の期限を付さない講師として任用し、その職名は教諭(指導専任)とします。ただし、採用時に従事可能な在留資格がない場合は採用しません。

### 2. Q: ネイティブ英語教員は担任もしますか？

A: 配置校の状況に応じて担任業務も行います。

### 3. Q: 給料支給に必要な書類は？

A: 採用された方には、給料を算定するために今までの経歴が分かる履歴書等を提出していただきます。履歴書に記入された前歴については、在職証明書等の提出が必要となります。

※外国語の証明書には日本語訳の添付が必要となります。

(教育に関係のないアルバイトに関しては給料算定の対象とはならないため、在職証明書等の提出は不要です。)

### 4. Q: 日本国籍を有しない教員の就くことができない役職などは？

A: 校長、教頭及び教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任などに就くことができません。

5. Q:再任用はできますか？

A:教員免許状または特別免許状の期間が有効であれば、従前の勤務実績等に基づく選考に申し込むことができます。

6. Q:特別免許状は更新の必要がありますか？

A:ネイティブ英語教員として勤務される期間は、有効な教員免許状が必要なことから、特別免許状の更新をしていただく必要があります。